

指定就労継続支援事業所の新規指定申請時におけるサービス種類別必要書類一覧にある  
「事業所の事業計画等（事業計画書、収支予算書等）」及び「生産活動の内容及び収支計画書  
（就労支援会計～事業活動明細書・製造原価（販管費）明細書）」について

指定申請書類及び事業計画書等については、事業所の管理者が責任をもって作成又は把握することとし、また、地域の特性、事業内容、生産活動内容等事業所単位で個別に記述されるべきものであるため、他事業所の指定申請書類及び事業計画書等の流用は原則認めません。

1 事業計画書（生産活動の内容を含む。）には、事業計画に加え、特に、次のことを記載してください。

- (1) 事業の目的及び事業所に求められる責務の理解
- (2) 法人の理念
- (3) 当該事業を選択した理由
- (4) 地域の関係機関との連携

※ (3) (4) については、特に、次の点に留意して記載してください。

指定特定相談支援事業所や就労支援機関、特別支援学校等の関係機関を通じて、開所意向のある地域の支援ニーズや先行する就労継続支援事業所の状況を把握しているか

- (5) 従業者の研修の計画
- (6) 利用定員の根拠
- (7) 生産活動の内容

※ 特に次の点について、明確になるよう記載してください。

- ・ 具体的な生産活動の場面
- ・ 当該生産活動により能力向上が見込まれる一般就労に必要な知識及び能力  
（当該生産活動に障害者が従事することで就労に必要な知識及び能力（職場におけるコミュニケーションスキル等も含む）の向上が図られるか）
- ・ それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・ 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ・ 生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- ・ 業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）
- ・ 生産活動以外に就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練カリキュラムを予定している場合、サービス提供時間に占める生産活動時間の割合

2 収支予算書等について

福祉事業活動と就労支援事業における生産活動それぞれの、2、3年の中期的な収支予算書、収支計画書を作成してください。

特に、生産活動に係る計画については収支予算書のほかに、次のことを記載してください。

- (1) 生産活動による収入確保の具体的な見通し（取引予定、売上の見込み等）
- (2) 先行事業所との差別化に向けた計画（生産活動による収益に影響を与える要素）
- (3) 生産活動の継続性の有無
- (4) 継続的に収益を得られると言える根拠
- (5) 利用者が当該作業に従事できる時間
- (6) 生産活動に係る取引先情報
  - ・ 企業等の名称、所在地、代表者、どのような契約をする予定か
  - ・ 単一の取引先だけでなく、複数の取引先を確保しているか  
(単一の取引先の場合は、十分な量の生産活動を確保しているか)

3 積算の根拠となる資料について

《確認書類の一例》

- ① 法人の財務状況として、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）、口座残高証明書等。
- ② 施設外就労（請負業務）、委託業務等を行う想定の場合には、業務委託契約書、確約書、覚書等、法人内部間取引の場合は、取引価格の設定の根拠資料（例えば、法人外部へ販売する金額と同じ価格に設定している場合は当該価格表、仮にその業務を法人外部へ委託するとした場合の価格を参考にしている場合は委託契約書等、内部の取引設定価格に合理性があることが確認できるもの）等、具体的な積算根拠となる資料。